

議案第一号

大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例及び拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例及び拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年五月十五日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例及び拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例（昭和四十六年千葉県条例第六十七号）別表第一の備考第一号

二 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成五年千葉県条例第二十一号）別表の備考第一号

附 則

この条例は、令和元年七月一日から施行する。